

地 域 第 1 0 6 号
(通 指 、 備 二)
令 和 4 年 1 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

移植用臓器等の搬送等に対する協力について

見出しについて、「移植用臓器等の搬送等に対する協力について」（平成29年3月10日付け青警本地第327号ほか。以下「旧通達」という。）を発出し運用しているところであるが、この度、警察航空隊が生活安全部地域課から警備部警備第二課へ移管したことに伴い、警察に対する要請受理時の対応等について一部改正することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 趣旨

「臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)」の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材(以下「臓器等」という。)

の応急運搬は、移植医療を実施する医療機関(公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。))等が保有する緊急自動車、公共交通機関等によって行われるが、移植術に使用されるための臓器の搬送は厳しい時間的制約の下で行うことが要請され、また脳死と判定された者の状態が急変するなど、緊急に臓器等の応急搬送が必要となる場合がある。

このため、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導若しくは臓器等の搬送(以下「誘導等」という。)又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請があった場合の措置に関し必要な事項を定め、可能な限りこれに協力しようとするものである。

2 搬送の要請をする機関

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

※ 担当者 青森県臓器移植コーディネーター

3 警察に対する要請受理時の対応

(1) 警察用自動車による誘導等

緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送

の要請は、原則としてネットワークの担当者から、警察本部地域課（以下「地域課」という。）になされることになる。

ネットワークの担当者から、緊急自動車である警察用自動車による誘導等の要請があった場合、地域課は、この旨を速やかに関係所属に対して連絡するとともに、搬送元を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）に誘導等に関して指示すること。

(2) 警察用航空機による搬送

ネットワークの担当者から警察用航空機による臓器等の搬送の要請がなされた場合、地域課は警備第二課へ連絡の上、必要な手続きをとること。

(3) 地域課以外に要請がなされた場合

ネットワークの担当者を介すること無く、移植医療を実施する医療機関から警察署や通信指令課に対して緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請がなされた場合は、地域課に即報の上、地域課から誘導等に関する指示を受けること。

4 警察用自動車による誘導等における留意事項

(1) 緊急自動車である警察用自動車による誘導等については、原則として管轄警察署の警ら用無線自動車を使用し、警ら用無線自動車による対応が出来ない場合は、交通取締用自動車の活用を図る等の措置を講ずること。

(2) 上記誘導等は、管轄警察署が目的地まで行うこととし、警察署の管轄区域ごとの引き継ぎは行わないこととする。

本件担当 地域課地域安全係